

長野県と株式会社長野銀行との地方創生に向けた連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社長野銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地方創生に向けた取組推進を通じて、長野県内各地域の活力創出を目指し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が有する人的資源と知的資産を活用し、相互に協力し幅広い連携をすることにより、「地域産業・地域企業の活力向上」および「魅力ある地域づくり」といった地方創生に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）長野県の経済的自立基盤である地域産業・地域企業の振興へ向けた支援に関する事
- （2）確かな暮らしを実現する魅力ある地域づくりに資する取組への支援に関する事
- （3）長野県の観光地域活性化、および県産品のPR・販路開拓の取組への支援に関する事
- （4）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を円滑且つ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は遺漏してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 本協定の連携における個人情報の取扱いについては、別途覚書を定めて対応することとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときには、更に3年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月19日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事
阿部 守一

乙 松本市渚2丁目9番38号
株式会社 長野銀行 取締役頭取
中條 功